

具体的な制度設計に向けた検討（案）

昨年度の本小委員会における検討結果を踏まえつつ、私的録音録画に係る対価還元手段の在り方について方向性を示していくために、具体的な制度設計に向けた検討を深める。

これまでの検討においては、私的複製の実態を踏まえるべきであるとする点では意見は一致している。その中であって、代替措置が構築されるまでの手当てとして、補償金制度の見直しを行う場合には、「私的複製の実態を踏まえ、複製の実態に沿った柔軟なスキームにするなどの工夫」（対象機器等や補償金額の水準は私的複製の実態を踏まえて決定する）を講じることが提案された。

具体的な制度設計に向けた検討においては、以下の点も意識しつつ、クリエイターへの対価還元手段として実効性のあるものとする観点から、検討を深める。

- 現行の私的録音録画補償金制度は、私的録音録画を実際に行った者ではなく、機器等の「購入者」に補償金の支払義務を課す制度設計となっている。購入者にとって受け入れやすい対価還元手段とするためには、具体的にどのような制度設計とすべきか。
- 補償金の対象を拡大とした場合、特に汎用機器は使用実態が多様であることや欧州における状況を踏まえると、対象範囲（機器等以外の対象化の是非も含む）や補償金額の決着までに相当な期間を要するとも考えられる。また、補償金返還制度の在り方等も課題となりうる。実効性のある現実的な方策とするためには、具体的にどのような制度設計とすべきか。
- 私的録音の対象音源がパッケージCD音源か配信音源かによって、補償金制度及び契約・技術による対価還元手段のそれぞれについて、対価還元手段としての馴染みやすさに違いはあるか。

【1. 私的録音録画補償金制度の見直し】

(1) 対象機器・記録媒体について

①対象機器・記録媒体の範囲

〔現状〕 私的録音録画補償金制度の対象は、現在、一部の専用機器・記録媒体に限定されており、専用機器・記録媒体であっても、私的録音に実際に使用されていることが確認された機器・記録媒体一体型の録音専用機器や、汎用機器（パソコン、スマートフォン等）等は対象とされていない。（法第30条第2項）

昨年度検討された論点

- ✓ 汎用機器等を使用して私的複製が現に行われている実態をどう考慮すべきか。
- ✓ 契約と技術による対価還元ビジネスモデルが構築される場合、その在り方により、対象機器・記録媒体の範囲は具体的にどのように確定されるか。



昨年度審議経過報告における整理

- 対象機器・記録媒体の範囲について見直しを行う際には、現在指定されている機器・記録媒体以外の機器・記録媒体について、実際に何を対象としていくべきか、及び、その補償金額の水準をどのようにすべきかについては、私的複製の実態とともに、契約と技術による対価還元モデルの構築状況等も勘案しつつ決定する（柔軟な運用を可能とする方向での見直しを行う）ことが望まれる。



更なる検討課題例

検討課題 1-1 スマートフォンについては、無料でストリーミング配信されているコンテンツについて、画面収録をすることができる機能も登場しているが、対象機器・記録媒体の範囲の判断において、当該機能はどのように評価できるか。

<主な意見>

- 画面収録は、機器によって機能の実現方法が異なる（OSレベル／アプリケーションレベル）ほか、そもそも画面操作の例を分かりやすく第三者に伝えることが主目的であって、私的複製の促進は目的としていない。また、画面収録ができないように権利者側で機能を制限することができる仕組みがあり、権利者に全く配慮しない形で導入されているわけではない。
- 私的録音録画補償金制度の趣旨に照らして総合的に判断するならば、対象としない理由は見出しがたい。
- 画面収録機能の主たる目的が私的複製の促進ではないとしても、当該機能やその他の方法により私的複製が可能であれば対象機器とすべき。
- かつて録音目的で販売されているわけではなかったデータ用CD-Rへの私的録音が盛

んに行われるようになっていった経緯等もあり、画面収録による複製の法的位置付けを明確にしておく必要がある。

- YouTube は画面収録可能であるが、YouTube 掲載コンテンツは大半が一般ユーザーによる投稿であり、特に私的複製が問題になるようなものではない。本来はアプリ提供者に対し、特定コンテンツのみ画面収録させない機能の実装を求めるといったことが先に来るべき。
- 私的複製の促進を目的としていないとはいえ、そこで複製が行われることは事実である。音楽の視聴手段のトップを占める YouTube を録音録画できることの影響は大きい。
- アプリとハードウェアによって私的複製が可能となるのであれば、基本的に画面収録機能も対象になり得ると考えるが、当該機能の動向や実態調査等を踏まえ、継続検討すべき。

検討課題 1-2 私的複製の実態を踏まえて、汎用機器等を補償金制度の対象としてよいか。

<主な意見>

- 汎用機器は私的複製の実態を踏まえ、対象とすべき。
- 私的複製が可能である以上、汎用機器も基本的に対象としたうえで、実態調査を踏まえて、対象とするか否か、対象とする場合の補償金額を検討すべき。
- 私的複製の頻度、量については実態調査の結果をみて評価・検討すべき。
- 実態調査を継続的に実施した結果、「権利者の不利益がない」と言えるほど私的複製の量が小さいと認められる状況となった場合には、将来的に補償金制度を見直すことはあり得る。しかしながら、現在の録画機器の普及状況、録画可能なデータ容量やその拡張の状況等を見る限り、「私的複製による影響が全くないとは言えない（補償金が全く不要との状況にはない）」ことは明白であり、少なくとも現時点で、制度自体の根本的な考え方を変更するほどの立法事実の変化はない。
- 汎用機器は、私的録音録画に供されるとは限らないため、補償金制度の対象とすることには反対。私的複製の頻度は減っていると評価しており、その中で補償金制度の対象を広げることは適切なのか。
- 補償金を支払うことにより、ユーザーは入手した複製手段を使用して適法に私的複製を行い得る地位を得たと解釈すれば、汎用機器を対象とすることの（私的複製をしないユーザーも補償金を支払わなければならないという）不公平は生じないのではないか。支払義務者を「製造業者等」に変更する場合は、おそらく「複製手段の提供」に着目した制度となることから、この場合も不公平が生じないと思われる。企業等による専らビジネスユースを目的とする汎用機については、一定の基準を設けて補償金の対象から除外することが考えられる。
- 汎用機器が私的複製に使われているという何らかの確証を得る方法があればいいが、

「使用される可能性」を元に広く汎用機器全体を対象とすることは、国民の理解は得られない。2007年にApple iPodを対象としようとした際に、世論やメディアが大反発した経緯もあり、国民に広く理解が得られる制度設計であることが重要。

- 汎用機器については、（補償金制度の対象外の）配信由来の録音も多いと考えられるところ、（補償が必要な）私的複製の量がどのくらいかは、昨年度の実態調査結果からは明らかとはいえない。
- 欧州諸国では、汎用機器であっても、そこで私的複製をしている実態があるため対象に含まれている。
- 技術の進展により、パソコンを経由せずとも、CDからスマートフォンに録音することができる機器も販売されている。当該機器については対象に含まれると考えられるが、当該機器単体では私的録音が行われないため、理解が得られにくい。制度として実効性を持たせるには、補償の対象とする機器の範囲を、専用・汎用の区別なく「直接私的複製に供される機器」とすれば充分と考える。
- 通常私的録音録画に供される機器等を対象とし、業務用の機器等や例外的にのみ私的録音録画に供される機器等を対象外とする。
- 補償金制度の対象とするか否かの判断にあたっては、私的複製ができる可能性があるから当然に課金するというだけでなく、その複製が補償金によってしか填補できないような不利益を生じさせるものなのかという実態をみるべきではないか。
- 配信サービスが今後主流になっていくと考えられるので、補償金制度は廃止方向であり、仮に今回補償金制度を残すにしても、過渡的な措置と理解。汎用機器を対象としたり、抽象度を高めた規定としたりして制度を拡大することには賛成できない。
- 補償金制度導入当初、機器といえばハードウェアであったが、現在は画面収録ができるアプリなどのソフトウェアが絡んで初めて複製ができることもある。特に、誰がどのように補償金の支払を行うべきかということとの関係で、補償金制度の対象を議論するときに、両者は別々に考えるべきなのか、両方なのか、合体として考えるべきなのかが課題となるだろう。
- 汎用機器・媒体を対象とすることの問題点は、104条の4の特例によって、機器・媒体の購入に当たって、一括の支払を受けようとするためである（汎用性のあるものだと、私的録音録画との関係性が一様ではなく、一括支払を正当化しづらい）。逆に言えば、どのような支払方式を想定するかによって、汎用機器・媒体を対象とすることが異なりうる。例えば、仮に、私的録音録画を行う者から、私的録音録画の都度支払を受けるシステムなら、汎用機器・媒体（を用いた私的録音録画）についても対象とすることに何ら難しい点はない。一方で、特例による一括支払を維持する場合は、正当化の難しさは依然として残る。汎用機器・媒体を対象とすることを議論する上では、どのような支払方式をとるかを同時に議論すべき。

②対象機器・記録媒体の決定方法

〔現状〕 現行制度においては、その購入において補償金の支払義務が発生する対象機器・記録媒体について、政令で定めることとしており、著作権法施行令において、技術仕様に着目した規定により、録音・録画専用機器及び記録媒体について、個別に指定されている（施行令1条及び1条の2）。

昨年度検討された論点

- ✓ 政令指定方式を改め、法令で定める基準に照らして、公的な評価機関の審議を経て、文化庁が定める方法とすべきか。



昨年度審議経過報告における整理

- 現行の政令指定の在り方は、法的安定性及び対象機器等の特定の明確性の点で優れていると言えるが、その一方で、技術の実態や私的録音の実態が反映されにくいとの指摘もある。
- 私的複製の実態を踏まえた柔軟な運用を可能とする方向での見直しを行う際には、現行制度の政令指定方式について、抽象度を高めた規定内容とすることも考えられる。



更なる検討課題例

検討課題2 私的複製の実態を踏まえた柔軟な運用を可能とするには、具体的にどのような決定方法が望ましいか。

<主な意見>

- 「柔軟な運用を可能とする」ことについてのコンセンサスが得られているかのような課題提起そのものに違和感があり同意できない。機器等が特定されれば一律に課金する仕組みである以上、少なくとも現行の政令指定方式のように、慎重な議論を踏まえた決定がなされるべき。
- 現行の政令は技術的仕様に着目した規定であり、政令を見ただけでは対象機器等は理解できない。また、政令改正には閣議決定が必要であり、対象機器等の決定において、機動的な対応が困難。
- 現行の政令指定方式では実効性がないことは明らか。現行制度を機能させる観点からは、法令で対象を広く認め、該当するものは全て補償金の対象とすべき。
- 補償金制度の現状をみても、対象機器・媒体等を指定しておく現行方式では機能しないことは明らかであり、将来の技術の進歩や環境変化等にも対応できるよう、「直接私的複製に供される機器、媒体」などのように対象を広く規定しておくことが望ましい。
- 技術の進展に伴う新たな私的複製形態の登場に対しては、条文上、対象を広く規定し

ておくことで対応できるのではないか。

- クラウドサービスへの対応については議論があるが、法令上は、私的複製に供される機器及び記録媒体とともに、「サービス」を対象として規定すればよいのではないか。
- 過去に本小委員会においてロッカー型クラウドサービス（タイプ2）については私的使用目的の複製と整理されていることから、私的複製に供される機器・媒体に「サービス」として加えることが適切であると考えるが、現時点では課題も多く、今後も海外の状況を踏まえ検討する必要がある。
- クラウドサービスも対象とすべきであるが、サービス提供者が海外事業者の場合にどのように運用するか等の課題があることから当面は対象としない。
- 法令で幅広く対象としたうえで、具体的な対象は会議体で決定していく方式が望ましい。会議体で一定期間内に結論が得られることを担保するため、多数決方式の導入や、一定の期限内に結論を出すことを課すなどが考えられるが、万が一結論が得られなかった場合の方策についても明確化すべき。
- 法令で幅広く対象としたうえで、法的権限を有する専門機関が、柔軟に対象機器等や補償金額を設定できるようにすることも選択肢である。
- 法令で幅広く対象としたうえで、具体的な対象は、文化審議会に諮問の上文化庁長官が決定する。決定に当たっては、私的録音録画に供されている割合や DRM の程度を考慮する。

③補償金額の決定

〔現状〕 現行制度においては、指定管理団体が、あらかじめ、製造業者等の団体に製造業者等の意見を代表すると認められるものの意見を聴いた上で、私的録音録画補償金の額を定め、文化庁長官の認可を受ける必要がある。また、文化庁長官は、認可申請のあった補償金額案について、文化審議会（著作権分科会使用料部会）の審議を経て認可することとなっている（法第104条の6）。

昨年度検討された論点

- ✓ 現行制度の方式（申請された案について、文化審議会著作権分科会使用料部会の審議を経て認可）について、見直す必要はあるか（関係者の意見が十分反映される運用改善等を含む）。また、補償金額は、機器等ごとに私的複製の実態等を反映して決定していくことが適切か。



昨年度審議経過報告における整理

- 音楽産業の動向や著作権保護技術の進展、利用者による音楽視聴環境等の変化を踏まえた私的複製の実態が、補償金額に適切に反映される仕組みも必要と考えられる。対象と

する機器・記録媒体の範囲の決定について、私的複製の実態を踏まえた柔軟な運用を可能とする方向での制度見直しを行う際には、例えば、私的録音録画に使用される可能性が低い機器等については、補償金の対象から除外したり、補償金の額で調整したりする工夫を行うことが適切である。

- 補償金額の決定方法については、現行制度の枠組みを基本的には維持しつつ、私的録音録画補償金制度の対象とする機器等ごとに、私的複製の実態等を反映して決定していくことが可能となるような工夫を講じる必要があると考えられる。



更なる検討課題例

検討課題 3-1 柔軟な運用を可能とするにあたっては、補償金額の決定と対象機器・記録媒体の決定とを一体的に行うことが効率的か。

<主な意見>

- 補償金額の決定と対象機器・記録媒体の決定は密接なので、両者は一体的な形で行うべき。

検討課題 3-2 補償金額等の決定において、関係当事者による協議を重視する方式は考えられるか（ただし、独占禁止法との整合性に留意が必要）。

<主な意見>

- きちんと結論が出せることが担保される会議体で決定するのがよい。
- 補償金額は実態に即したものでなければならず、実態調査や売上推移等のデータを参照し、権利者、事業者、利用者の三者の協議により、定期的な見直しをすることが妥当である。
- 関係者の協議による決定は、独占禁止法の適用除外を法定できれば、独占禁止法との関係では問題ないだろうが、そもそも、日本ではドイツのような仲裁制度が確立しておらず、協議で解決を図るドイツ方式は馴染まない。他方、委員会で裁定をするフランスの方式は良いのではないか。また、文化庁長官へ何らかの委員会が答申するスタイルも考えられるが、いずれにしても、多数当事者が関与する会議体は必要と考えられる。
- 関係者の協議における「全会一致」ルールにより機動的な指定ができない現状を改善するため、「多数決」ルールを導入し結論を出すことが重要であり、その決定に不服がある場合は行政訴訟あるいは司法の場で解決する制度とすべき。
- 関係当事者への意見聴取や関係当事者による協議は必要と考えるが、最終的には法的権限を有する専門機関が、柔軟に対象機器等や補償金額を設定できるようにすることも選択肢である。
- 決定方式としては、現行の仕組み以外に適切な方法は思いつかない。

検討課題3-3 補償金額の算定に当たっては、どのような要素を考慮すべきか。

<主な意見>

- 補償金額は過去に決定されて以降、見直しが行われておらず、機動的な決め方になっていない。DRMや私的複製の実態といった算定要素を決めておいて、柔軟に補償金額を決定する仕組みがよい。
- 現行の補償金額は定率方式であるため、機器・媒体の価格が発売当初をピークに下落することに伴い補償金額が減っている。容量に応じた定額制とするのがよい。
- 補償金額は、機器・媒体の定価と記録容量を基準とし、DRMや画面収録機能など複製機能の内容に応じて額を決定する方法等が考えられる。
- 補償金額は、機器にあつては複製機能単位の定額とした上で、DRMや私的複製への関与の実態を加味して調整することが考えられる。媒体にあつては容量単位の定額とした上で、私的複製への関与の実態に応じて調整することが考えられる。
- 実態調査結果を考慮要素とすべき。DRMや複製可能なデータ容量と容量の拡張、同時に複製可能なテレビ放送のチャンネル数なども考慮要素になり得る。

(2) 補償金の支払義務者

〔現状〕 現行制度においては、私的使用を目的として、特定の機器・記録媒体にデジタル方式の録音・録画を行う者が支払義務を負うこととしつつ（法第30条第2項）、当該機器・記録媒体の製造又は輸入を業とする者についても、支払の請求及びその受領に関し「協力しなければならない」と定め（法第104条の5）、製造業者及び輸入業者（以下「製造業者等」という。）が支払の協力義務を負うこととされている。

昨年度検討された論点

- ✓ 録音・録画機器等の発達普及に伴い、社会全体として著作物等の利用が促進されてきた反面、録音・録画機器等の発達普及が私的録音・録画を増大せしめる結果をもたらしていることから、権利の保護と著作物の利用との間の調整を図るため、公平の観点上、当該機器等の提供者である製造業者等が、支払に協力する義務を負っている。支払義務者の見直しは、補償金の返還制度の問題の解消にもつながりうるが、このような製造業者等の位置づけを見直す必要はあるか。必要があるとすると、どのような改善方策が考えられるか（「協力義務」の位置づけの見直しや、「協力義務」の内容の明確化等）。



昨年度審議経過報告における整理

- 下記のような意見が出され、位置付けの見直しについては、抜本的な見直しを行うことについて意見集約には至らなかった。

- ・ 法制度上、義務という形で強制力がないとなれば補償金制度は事実上機能しない。コンテンツの訴求力を利用して利益を上げる製造業者等について支払義務を課すべきであり、そのような補償金制度は、一般的に国際的な理解がある。
 - ・ 本制度は、私的複製を行う利用者の行為を前提とするものである以上、利用者の行為を捨象して、複製機能を有する機器・記録媒体を提供する製造業者等の支払義務を位置付けることは、法制度として無理があるのではないか。
 - ・ 製造業者等の義務を明確化しようとする場合には、製造業者等と同様に、私的複製の増進に寄与するクラウドサービス等の提供者についても、支払義務者とすべきかを検討する必要がある。かつ、その場合には、海外事業者がいる場合にどのように実効的な運用を確保できるか等も課題となり、現実的に対応困難ではないか。
- 製造業者等について、引き続き、協力義務を負うとした場合であっても、製造業者等の位置付け・役割をより明確にする観点から、法令上、協力すべき行為の明確化を図ることも検討すべきではないか。



更なる検討課題例

検討課題4 製造業者等の位置付け・役割をより明確にする観点から、法令上、協力すべき行為の明確化を図る必要はあるか。明確化を図る場合、具体的にはどのような内容とするべきか。

<主な意見>

- 協力義務の位置付けについて議論されているのは、当事者より、協力義務とは「自然債務」であって具体的な債権的請求権は生じていないという主張が現に生じたためである。制度を実効あらしめるためには、そのような制度は見直す必要がある。
- 補償金制度の円滑な運用のため、製造業者等の位置付けを明確化すべき。
- アプリとハードウェアによって私的複製が可能となるのであれば、基本的に画面収録機能は補償金の対象になり得ると考えるが、画面収録機能の動向や実態調査等を踏まえ、支払義務者の問題等と合わせて検討すべき。〔再掲〕
- ユーザーの広範な私的複製の自由の確保と、クリエイターへの適切な対価還元を両立させるための実効性のある補償金制度とするため、製造事業者等を支払義務者とするのが望ましい。
- 現行制度を維持する場合は、現在の実務運用（機器等に補償金を上乗せして販売し、購入者から受領した補償金を指定管理団体に納付すること）を協力義務の内容として明記するとともに、販売に際し補償金額や分配方法を明示することなども協力義務の内容とすることが望ましい。
- 現行制度を維持する場合は、補償金制度に対するユーザーへの更なる周知徹底が必要である。その場合、サービス提供者や販売業者等にも一定の負担が生じるが、複製手段を提供して利益を上げる点では製造業者等と同様であり、これらにも制度上の協力義務を課すということが考えられないか。

- 製造業者等について、その協力義務の明確化を図ることも考えうるが、仮に支払義務者をユーザーのままとした場合、より実効的な徴収を考えれば、インターネット上のサービスや販売者等についても協力義務者の範囲が広がっていく可能性がある。
- 製造業者は消費者による私的録音録画を許容する機能を提供することによって利益を上げているのか、それが実際に権利者やクリエイターに損害を与えているのか、その損害が補償金の対象となるような程度のものなのかといった議論が混ざっている。製造業者を支払義務者として責任を負わせられる法的正当性はあるのか。
- 現行第30条の私的録音録画補償金や、改正法第35条の授業目的公衆送信補償金は、実際の複製等の主体と補償金支払主体が一致していない。したがって、支払義務者の在り方に一律の解があるものではなく、公平の観点等から総合的に検討すべき。
- 現行第30条や改正法第35条における複製等の主体と補償金主体は、それぞれほぼ同視できる関係にあるため問題が小さいのに対し、私的録音録画一般について製造業者や輸入業者に直接の支払義務を課すことはハードルが高いと考えられるので、更なる検討が必要であるが、現行の補償金制度でも製造業者等に協力義務ではなく直接の支払義務を負わせてもよかったと考えるかどうかポイントになるのではないかと。
- 著作権法上、ほとんどの場合、著作物を利用する者が補償金を支払うこととなっているが、私的録音録画補償金と授業目的公衆送信補償金は例外である。もっとも、前者については、30条2項に基づく本来的支払義務者は私的録音録画を行う者であり、その意味では原則通りである。しかし、104条の4の特例支払が選択された場合、支払義務者は、私的録音録画を行った者ではなくて、政令指定機器・媒体の最初の購入者となるが、購入者＝私的録音録画を行う者とは必ずしも限らない。一方、後者については、公衆送信を行うのは教師または生徒であるのに対して、支払を行うのは学校（の設置者）であり、利用者と支払者は明らかに異なる。もっとも、場合によっては、手足論や規範的利用主体論で、学校が利用主体と捉えられる場合もあると思うが、必ずしもそうとは限らない。以上のような状況であるにもかかわらず、両補償金で、利用者と支払者の分離が認められているのは、支払手法や支払対象との関係、その実現可能性などからである。よって、誰を支払義務者にするかは、支払手法や支払対象、その実現可能性と併せて総合的に検討されるべき。

(3) 補償金の分配等

〔現状〕 現行制度においては、補償金の分配に関して、文化庁長官への届出が義務付けられている指定管理団体の補償金関係業務の執行に関する規程に、第30条第2項の規定の趣旨を考慮した分配に関する事項を含まなければならないとされている。（第104条の7）実態として、現在、私的録音補償金の徴収・分配は、一般社団法人私的録音補償金管理協会（sarah）を通じて実施されている。

昨年度検討された論点

- ✓ 対価還元を機能させるシステムとして、補償金の徴収・分配をどのような仕組みとするか（補償金の分配先・分配方法・文化振興等の目的への支出）。



昨年度審議経過報告における整理

- 本制度は、個々の利用者の私的領域に立ち入ることの限界を前提に、広範な私的複製の許容を基礎とするものであることから、個別の利用実態を把握することには限界があり、また、厳密な分配を行おうとする場合には、取引費用がかえって高騰し、制度として成り立たない。このため、分配の前提となる利用実態については、どのように推定していくかということの合理性が重要であるとともに、共通目的基金との組合せも必要である。



更なる検討課題例

- 検討課題5-1** 補償金制度に内在する課題として、分配を受ける権利者の正確な捕捉の困難性が指摘されており、徴収した補償金の分配・支出の適切性を、具体的にどのように確保すべきか。また、その捕捉手段・実施体制等としては、どのようなものが考えられるか（例えば、定期的な実態調査等）。

<主な意見>

- 指定管理団体において定期的の実態調査を行うとともに、分配は現行通り行う。分配は合理的であることが必要だが、その正確性を必要以上に追求するのはコスト高となる。間接分配の意味合いを持つ共通目的基金の活用により制度全体としてクリエイターに適切に対価が還元されるようにすべき。
- 補償金制度についてユーザーの納得感を得られるようにするためには、外税のような形でユーザーに補償金額を明確に示していくことも必要ではないか。
- 録画について補償金制度をもう一度作り上げること自体に反対だが、そもそも、放送番組のコンテンツは音楽、バラエティー、スポーツ、ドキュメンタリー等と様々である。補償金額は、それぞれのコンテンツに発生する権利者を把握した上で、それら権利者への報酬とリンクさせるべきではないか。
- 家庭内における個人の私的複製を詳細に把握することは不可能であり、放送番組における全ての権利者を捕捉することはコスト・制度両面で難しいため、幅広い権利者が管理団体に参加することで、分配等の適切性を確保すべき。

- 検討課題5-2** 補償金制度導入当時は、録音と録画の機器が分かれており、指定管理団体が二団体存在していた。現在は録音と録画が同一の機器等のできる機器等も販売されているが、録画についても徴収を行う場合には、機器への二重請求の回避や管理費用削減の観点から一つの団体とすべきか。

<主な意見>

- 録音機能、録画機能にそれぞれ特化した専用機市場が縮小し、両機能を有する機器へと遷移しつつある現在の流れを考えれば、補償金は一体的に徴収することが望ましく、管理主体も一元化することが望ましい。

(4) 共通目的事業

〔現状〕 現行制度においては、著作権等の保護に関する事業及び著作物の創作の振興・普及に資する事業に対して、補償金の2割以内で政令で定める割合に相当する額を支出することとしている。(法第104条の8)

昨年度検討された論点

- ✓ 対価還元を機能させるシステムとして、補償金の徴収・分配をどのような仕組みとするか（補償金の分配先・分配方法・文化振興等の目的への支出）。



昨年度審議経過報告における整理

- 本制度の改善の一環として、共通目的事業を、私的録音等の対価を広く一般に文化芸術の発展に資する事業に使用することを目指すクリエイター育成基金の精神に合致させ、国民全体の文化の発展に寄与していくものとして捉えていくことも適切である。
- 本制度は、私的複製に係る権利者に対する対価還元手段であり、その分配・支出先については、権利者の合意があれば、変更可能である。各権利者団体からは、共通目的事業の支出にあたり利用者（ユーザー）の意見も取り入れ、透明性を高めることや、共通目的事業に対する支出割合について、権利者側の合意が得られるのであれば、2割以上としていくことも考えられることについて、意見が出された。



更なる検討課題例

検討課題6-1 共通目的事業について、「クリエイター育成基金」の精神に合致させ、国民全体の文化の発展に寄与していくものとして捉えていくため、具体的にどのような措置を講じるべきか（想定される支出先事業や事業決定の体制等）。

<主な意見>

- 共通目的基金の用途を決定する「共通目的委員会」の委員構成や対外的な広報等の見直しは必要と思われる。
- 新しいクリエイターの発掘や育成を睨み、オーディションやコンテストへの助成、あるいは見本市等への出展費用助成を検討してはどうか。

検討課題6-2 私的録音録画補償金の2割とされている共通目的事業のための支出割合について、見直す場合には、具体的に何割とするべきか。

<主な意見>

- 補償金制度において、権利者は分配の適正性確保のために努力していると思うが、限界はある。このため、未来のアーティストに対する分配を重視することが適切であり、支出割合の上限2割は撤廃し、管理費用を除き、原則として全額を共通目的事業に支出することが適切ではないか。
- 分配すべき権利者の把握に努めることは必要であるが、限界があるから全てを共通目的にすべきというのは極端すぎる。将来にわたりクリエイターを育成することが国民全体にとって利益であり、補償金の一定割合をその目的のために支出するという現行の枠組みは維持すべき。
- 補償金制度において、現在の著作権者に配分する利益を将来の著作権者の利益のために配分するというのは、制度の根幹を崩すものであり、共通目的事業への支出割合は大きくすべきではない。
- 共通目的事業への支出割合の上限を引き上げることもありうるが、それは、権利者の意思に委ねるべき。他方、現行制度においても、クリエイター育成に対して支出することは法文上除外されていないといえるが、全額支出ということは、制度の趣旨から逸脱する。
- 共通目的事業への支出割合の上限引き上げについては、権利者の意思に委ねるとしても、どの段階でその意思を確認できるか。指定管理団体より構成団体に徴収額を支払った後に、会員間での分配において、共通目的事業への支出割合を高めるということであれば理解できる。
- 共通目的事業への支出割合について、仮に汎用機器も補償金の対象にしていく場合、現在の私的録音録画補償金と比較して、実態の正確な捕捉の限界やアウトサイダーの状況等にも鑑みると、現行の2割を超えることにすることには理由がある。
- 補償金は購入時一括払いであるので、将来の権利者への補償の意味合いも含まれており、クリエイター育成を目的として支出することは現在でも可能と考えるが、その趣旨を明確にするため、現行104条の8に「クリエイターの育成に資する事業」を追加し、支出割合については当該事業を加えることを評価して、現行の20%から例えば「30%以下」とするのはどうか。

【2. 代替措置について】

私的録音録画補償金制度の代替措置の可能性が将来的にありうるものとして、契約と技術による対価還元手段及びクリエイター育成基金について検討された。

2-1. 契約と技術による対価還元手段

昨年度検討された論点

- ✓ 契約と技術による対価還元手段の課題について、それらの課題解決に向けてどのような現実的な方策が考えられるか。特に、契約・技術により実効的な対価還元が実現できる領域の範囲と限界はどこまでか（どのような実効的なビジネスモデルが考えられるか）。



昨年度審議経過報告における整理

- ビジネスモデルは関係当事者間で構築すべき事柄であり、その在り方は多様でありうること、また、少なくとも当事者間で合意される範囲においては、契約と技術による対価還元手段も有効な手段でありうると考えられる。
- 契約と技術による対価還元手段が、録音分野においては、音楽配信サービス以外の領域においても対価還元手段として有効に機能しうるかについては、明確になっていないところであり、いずれにしても、契約と技術による対価手段が馴染みやすい領域とそうではない領域がありうることが確認された。
- 契約と技術による対価還元のビジネスモデルは、限界を有するものでありうる反面、補償すべき程度を検討する際には留意すべき。
- 今後、実効性ある契約と技術による対価還元モデルが構築され、どのように有効に機能しうるのか、推移を見守っていくことが重要である。



更なる検討課題例

検討課題7-1 契約と技術による対価還元手段を、私的録音録画補償金制度の代替措置として想定する場合、どのような実効性ある手段が具体的に想定され、また、そのような措置はいつ実現する見込みがあるか。

<主な意見>

- 音楽配信については、ストリーミング配信は複製が生じないものであり、また、ダウンロードが可能な配信については、当該複製について権利者に直接利益が還元される。市販CDやレンタルCDからの複製について補償の必要があるということであれば、そこに焦点を当てたクリエイターへの還元方策を検討すればよいのではないか。
- 放送においては、契約と技術による対価還元手段は補償金制度の代替措置にはなり得ない。無料放送においてはそもそもプライシングインが不可能である。有料放送にお

いてもコンテンツ購入の際のライセンス条件や視聴料設定の見直しが必要となり、各方面のコンセンサスが得られるかは疑問である。現行のビジネスモデルや権利者・視聴者と有料放送事業者間の契約に大きな変更を余儀なくされることは、いずれの関係者にとっても有益なことではない。

検討課題 7-2 契約と技術による対価還元手段により私的録音録画に係る対価の還元が実現するとされる場合、著作権法第30条1項における私的録音録画に係る権利制限を維持する必要があるか。

<主な意見>

- 契約と技術による対価還元とは、全ての複製がライセンスでコントロールされることを意味する。よってそれを目指すとするならば、まずは30条1項の権利制限の廃止が前提となる。
- 契約と技術による対価還元が実現する範囲においては30条1項の範囲を縮小すべき。
- 契約と技術による私的複製の対価還元の実現とは、配信の場合、権利者はユーザーの私的複製に係る補償金を上乗せして使用料と共に配信事業者から徴収することになるが、これは複製の許諾による対価を徴収することと同じであり、30条1項の権利制限を認める必要はなくなる。
- 現在の音楽や映像コンテンツは多種多様な制作過程によって作られ、その権利も一律に同じ主張がされるものではない。既存の制作プロセス内で作られる商業コンテンツが契約モデルで充足されたからといって、全ての音楽や映像コンテンツに対しての権利制限を撤廃するのは30条の精神に反する。
- 30条1項によって私的な複製が合法に行えることは、一般市民にとって、私的な領域での自由として、文化的生活をおくるため、また文化の発展にとっても、極めて重要。契約と技術によるカバーが進んだからといって、その分野をことさらに権利制限から除く必要はないと考える。私的複製の範囲を限定するべきではない。契約と技術が進んでも、物事には100%ということはない。私的録音録画でゼロではないからといって補償が必要という議論がいつまでも続けられることも多いに疑問。補償が必要な程度とはどれくらいのことかを見極めるべき。どんどん変化していくコンテンツの楽しみ方、新しいビジネスモデルの中で、そもそものコンテンツからクリエイターに正当な対価の還元がなされることを真剣に目指す必要がある。市場にまかせておくだけでは歪みが是正できないのであれば、所管官庁として、文化庁がきちんと（私的複製の補償ではなく）クリエイターへの本来の対価の還元の在り方について、議論の場を設定し、問題を解決していくべき。それがクリエイターへの対価の還元の根本解決だと考える。

2-2. クリエーター育成基金

昨年度検討された論点

- ✓ 補償金、広く国民・事業者等から一定の基金を集める、税金として集めるなどが考えられるがどうか。基金以外の適切な支援の在り方も検討すべきか（税制優遇等）
- ✓ 対価還元の必要性は、私的録音による不利益が根拠となるが、徴収した対価を文化振興・クリエイター育成目的に支出することの理由についてどのように整理ができるか。対象事業等、支出先をどのように決定するか。



昨年度審議経過報告における整理

- クリエーター育成基金を実効性ある形としていくための具体的な姿については、現時点では合意形成にまで至ってはいないが、その目指す方向性については、一定の共有認識が得られた。
- クリエーター育成基金の趣旨を生かす方策として、私的録音録画補償金制度の共通目的事業において生かす形で改善を図っていくことも適切であり、権利者への分配を確保しつつ、共通目的事業をクリエイター育成基金の精神に合致させるものとして、国民全体の文化振興に寄与していくものとして捉えていくことも考えられる。



更なる検討課題例

検討課題 8-1 私的録音録画補償金制度の共通目的事業においてクリエイター育成基金の趣旨を生かす形で改善を図る場合においても、クリエイター育成基金の実現についてさらに検討する必要があるか。

<主な意見>

- これまでの議論では、クリエイター育成基金の可能性を正面から捉えたことがない。一度小委員会の時間全てを使って、実現可能性の高い仕組みについて議論すべき。

検討課題 8-2 クリエーター育成基金の実現について模索する必要がある場合、実現可能性が高い仕組み・内容として、どのようなものが考えられるか。

<主な意見>

- クリエーター育成基金においては、「損害を被っているとされる著作権者」と「受益者になるであろう、育成される対象のクリエイター」の不一致が生じるが、誰がどれくらい損害を被っているかということの正確な把握が極めて困難であるという技術的な理由だけで正当化できるのか疑問であり、その配分も極めて難しい。そもそもどの国の文化行政においても、団体や組織への助成が中心であり、アーティストやクリエイター個人への直接的な資金助成は限られている。政策目標があれば分野を絞ったり

目的を明確にすることで政策としての整合性、合理性を保てるが、当該基金の原資の性質に照らし、どのような目的でクリエイター育成を行うことが望ましいのかを決定することは難しいだろう。以上より、当該基金の設立には慎重にならざるを得ない。